令和６年度 施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

厚生労働省 北海道厚生局医療課

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

指摘機関数と項目毎の指摘割合

【参考】令和６年度　調査機関数　１５２機関（病院のみ実施）

施設基準等に関する事項

項目	機関数	調査機関数に対する割合
総論的事項	127	83.5%
基本診療料	107	70.3%
うち、入院基本料等	*51*	*33.5%*
うち、入院基本料等加算	*80*	*52.6%*
うち、特定入院料	*8*	*5.2%*
特掲診療料	18	11.8%
入院時食事療養等	2	1.3%

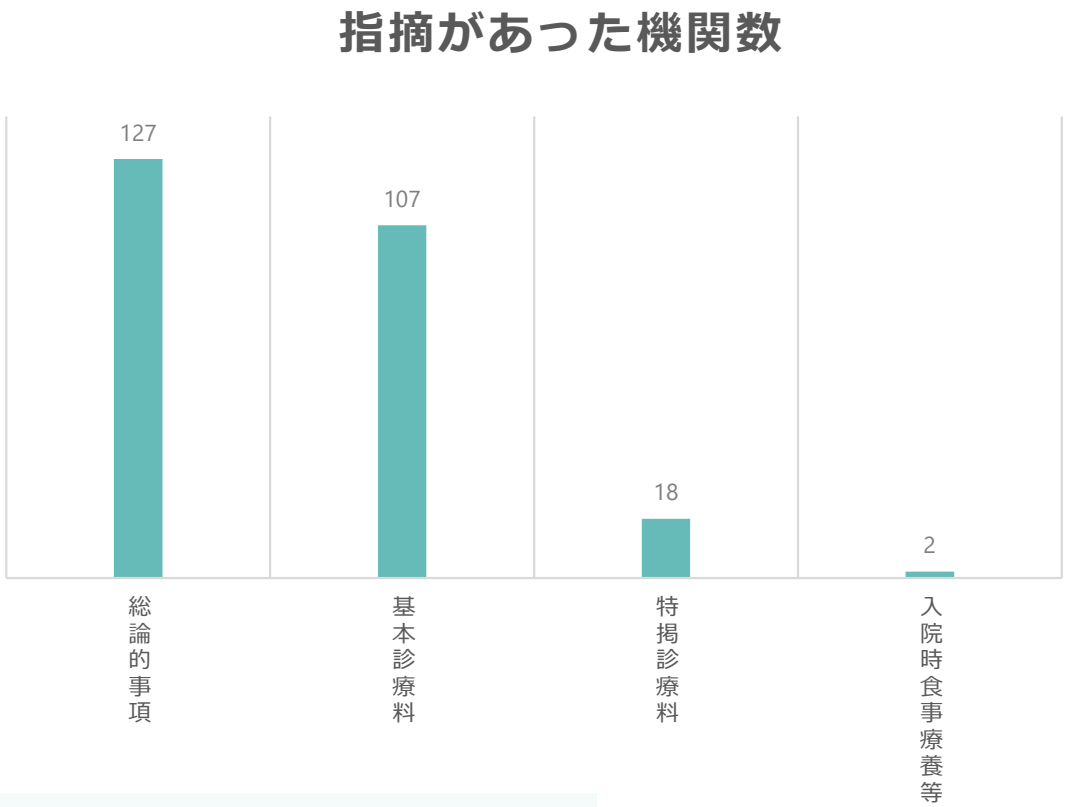

- 調査を実施した全病院のうち、８割以上が総論的事項の項目について、指摘を受けている。
- 調査を実施した全病院のうち、７割以上が基本診療料の項目について、指摘を受けている。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

総論的事項に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
院内掲示に関する指摘	85	41.6%	0	0.0%
入院基本料等に係る７基準	102	50.0%	0	0.0%
医師等の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	17	13.7%	0	0.0%

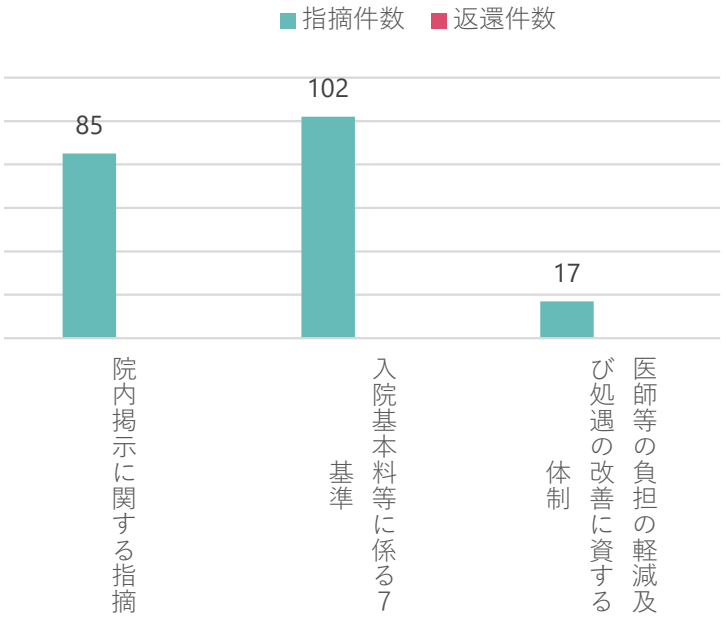

主な指摘事項

- 施設基準の届出事項と院内掲示の内容が一部相違しているので、改善すること。
- 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和６年３月５日保発0305 第11号厚生労働省保険局長通知）の別紙様式７を参考に改善すること。
- 入院基本料等に係る入院診療計画の基準について、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第５号）の別添６の別紙２を参考に、様式を整備すること。
- 入院基本料等に係る褥瘡対策の基準について、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第５号）の別添６の別紙３を参考に、様式を整備すること。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

基本診療料（入院基本料）に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
一般病棟入院基本料	25	48.0%	0	0.0%
療養病棟入院基本料	21	40.3%	0	0.0%
精神病棟入院基本料	6	11.5%	0	0.0%

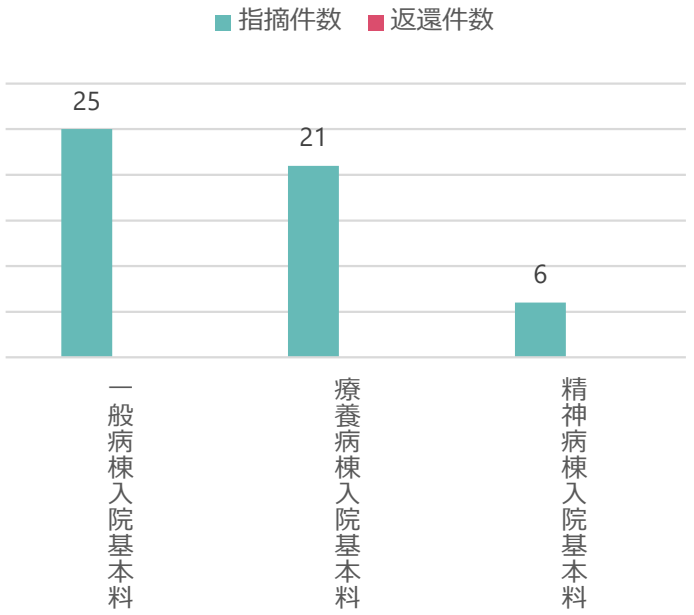

主な指摘事項

- 入院基本料等に係る病棟に勤務する看護要員の勤務実績表（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和６年３月５日保医発0305第５号）の別添７の様式９）において、勤務時間及び夜勤時間の計上に誤りが確認されたため、今後は正確に計上するとともに、病院全体で毎月点検を行う等、看護要員の勤務時間を適切に管理すること。
- 急性期一般入院料について、夜勤については看護師１を含む２以上の数の看護職員が行っていないことを確認したので、改善すること。
  - 准看護師２名により夜勤を行っている日がある。
  - 夜勤を行う看護職員２名のうち、１名が救急外来に係る業務を行っている日がある。
- 療養病棟入院基本料について、当該病棟に入院している患者に係る褥瘡の発生割合等について、継続的な測定及びその結果に基づく評価を行っていないので実施すること。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

基本診療料（入院基本料等加算）に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
急性期看護補助体制加算	12	14.8%	0	0.0%
看護補助加算	14	17.2%	2	14.2%
医療安全対策加算１・２	39	46.4%	0	0.0%
感染対策向上加算３	16	19.0%	0	0.0%
入退院支援加算１	3	3.5%	2	66.6%

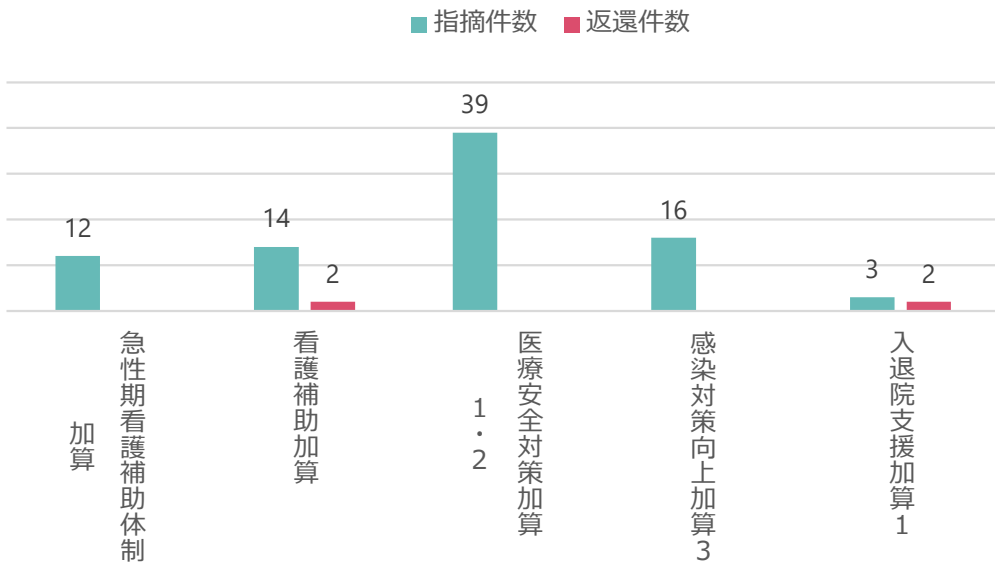

主な指摘事項

- 急性期看護補助体制加算及び看護補助加算について、看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲を年１回以上見直しが行われていることを確認できなかったので、見直しを行い、その記録を残すなど、適切に管理すること。
- 医療安全対策加算１・２について、医療安全管理部門が行う業務に関する基準について、各部門において当該対策に係る実施状況の評価が行われていないので、適切に評価を実施し、業務改善計画書を作成すること。
- 感染対策向上加算３に係る連携強化加算について、当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告が行われていないので、報告を行うこと。
- 入退院支援加算１について、各病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する専任の看護師又は社会福祉士が配置されていることが必要であるが、看護師を当該業務に専従する専任者として配置しているものの、当該看護師が病棟看護業務を兼務しており、当該施設基準を満たしていないため、適切に管理すること。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

基本診療料（特定入院料）に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料	6	100.0%	4	66.6%

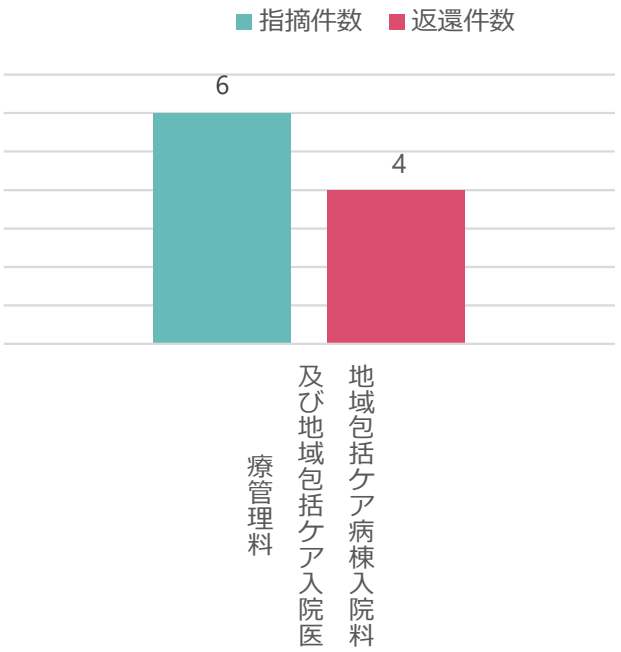

主な指摘事項

- 地域包括ケア入院医療管理料について、入退院支援部門に入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が１名以上配置していることとなっているが、看護師１名を専従者として配置しているものの、当該看護師は、当該加算の算定対象となっている病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師として専任で配置されており、当該施設基準を満たしていないことを確認したので、改善すること。
- 地域包括ケア入院医療管理料について、当該病棟又は当該病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士が１名以上配置していることとなっているが、専従の常勤理学療法士を配置しているものの、当該理学療法士が認知症ケア加算１に係る認知症ケアチームの業務を兼務しており、当該施設基準を満たしていないことを確認したので、改善すること。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

特掲診療料に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
外来腫瘍化学療法診療料１	2	20.0%	0	0.0%
薬剤管理指導料	3	30.0%	0	0.0%
ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影	5	50.0%	0	0.0%

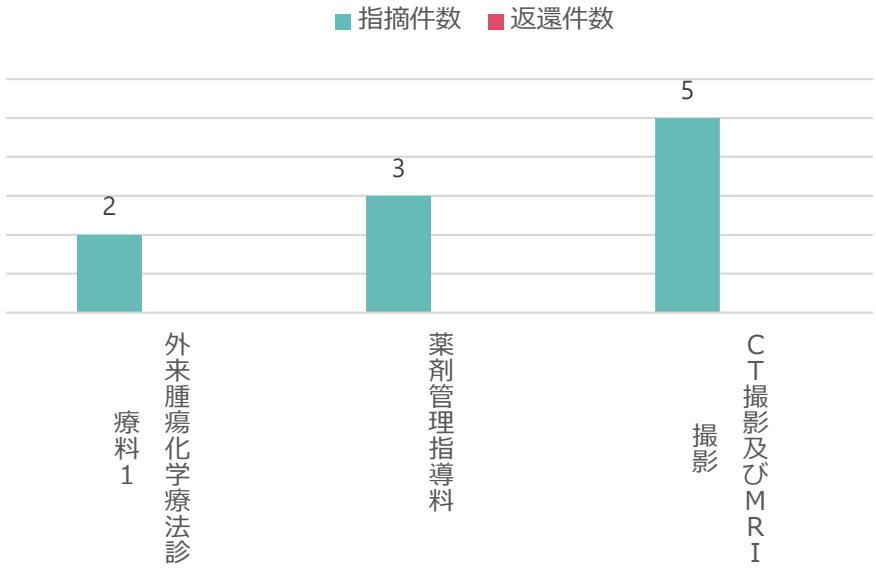

主な指摘事項

- 外来腫瘍化学療法診療料１について、本診療料を算定している患者からの電話等による緊急の相談等に２４時間対応できる連絡体制の整備が不十分なので、体制を整備すること。
- 薬剤管理指導料について、入院中の患者ごとに作成する薬剤管理指導記録に患者の副作用に関する状況等必要な事項が適切に記載されていないので、記載内容を改善すること。
- ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影について、届け出ている機器に変更があった場合にはその都度届出を行う必要があるが、機器の入替えが行われているにもかかわらず、届出がされていないので、当該届出を行うこと。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

入院時食事療養等に関する主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘件数合計に対する指摘件数の割合	返還件数	指摘のうち返還となった割合
入院時食事療養等	2	100.0%	0	0.0%

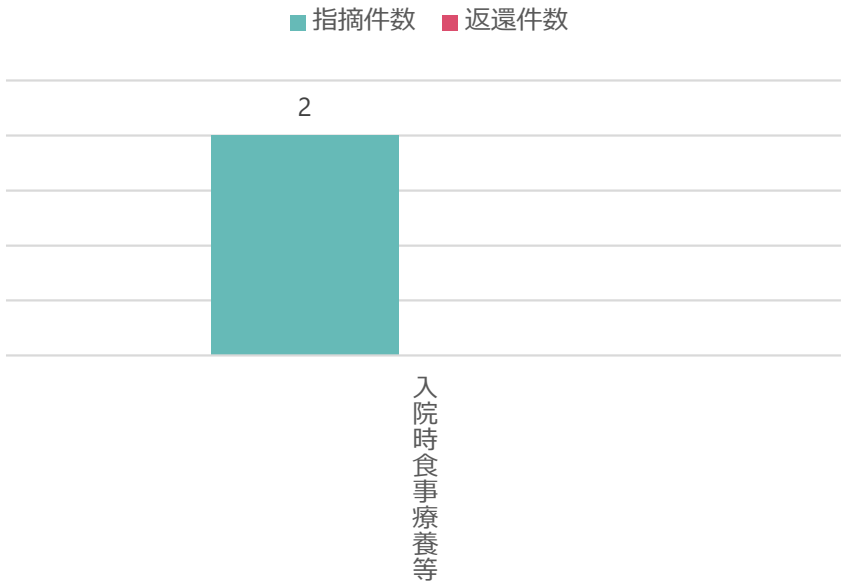

主な指摘事項

- 病院においては、常勤の管理栄養士又は栄養士が当該部門の責任者となっている必要があるが、貴院においては、常勤の管理栄養士又は栄養士以外の者が責任者となっているので、配置を整備すること。

令和６年度　施設基準等の適時調査に係る指摘事項の概要

施設基準に係る注意喚起等について

■ 当局のHPにて、施設基準に係る注意喚起を行っております。下記のURL若しくはQRコードからご確認をお願いします。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iryo_shido/to_alert.html

■ なお、ご不明な点等がある場合については、当局ホームページに掲載している「疑義照会フォーム」、下記のURL若しくはQRコードから、ご照会をお願いいたします。

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/form/pub/kousei01/gigi-hokkaido

（注意喚起等の抜粋）

■ 入退院支援加算及び地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料）の施設基準に係る専従職員等の配置について、要件を満たさず、多額の返還金が発生しておりますので、改めてご確認をお願いします。

■ 連携強化加算の施設基準に係る当該保険医療機関が連携する感染対策向上加算１に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去１年間に４回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていないので、適切な届出・運用をお願いします。

■ 入院ベースアップ評価料の届出を行っている歯科を併設する病院においては、この区分の決定に関して、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を含めて算出する必要があるところ、誤って、当該評価料（Ⅰ）を含めずに算出されている届出が散見されますので、適切な届出・運用をお願いします。